

# 首里城正殿完成記念事業業務委託 仕様書

## 1 業務の名称

首里城正殿完成記念事業デジタルコンテンツ等制作業務委託

## 2 事業目的

本事業は、首里城正殿完成を記念して、沖縄県教育委員会が実施した首里城関連の発掘調査で出土した埋蔵文化財等の展示や関連講座を開催する。

沖縄県教育委員会では、首里城の往時の姿を復元するために約 30 年間にわたり発掘調査を実施してきた。首里城跡の内郭・外郭と城壁を含むほぼ全域において実施した発掘調査では、城壁や城門、建物の基壇遺構などが見つかり、そこから首里城の構築技術や防御に関する工夫のほか、城内の建物配置を知ることができた。また、大量の貿易陶磁器や建築部材などの出土遺物からは、かつての王城における生活や海外諸国との交易の様子を知ることができる。また、これらの遺構や出土品が、正殿をはじめとした首里城の復元における基礎資料の一つとなっている。

本事業は、発掘調査をとおして明らかになった首里城や沖縄の歴史について、デジタルコンテンツを活用することにより、幅広い年齢層が楽しみながら学ぶことができる機会を提供することを目的とする。

さらに写真やイラストを多用し、わかりやすい文章でまとめたビジュアル版を作成して発信することにより、小・中・高校生が興味・関心を高めながら首里城の歴史等についての理解を深めることができるようにする。

## 3 事業期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## 4 業務委託内容

本業務では、事業目的を達成するために、展示デジタルコンテンツ及びビジュアル版（冊子）の制作業務を委託する。なお、本仕様書に記載する判型、ページ数、図版数等の諸元は、本事業の目的を達成するための標準指標である。受託者は、本業務の目的である「楽しみながら学ぶ」効果を最大化させる観点から、より適切な仕様の提案を行うことができる。

### (1) 展示デジタルコンテンツ

#### ① 展示デジタルコンテンツ一式の制作

ア 展示コンテンツ一式を制作するために必要な資料について、当センター以外の機関が所蔵しているものに関しては当該機関と調整を行い、状況確認及び使用許可等の手続きを行う。

イ 沖縄県立埋蔵文化財センター等の関係者の意見を取り入れながら、コンテンツ内容の詳細を決定する。

ウ コンテンツ制作に係る素材撮影が必要な場合は、収録予定現場の下見や関係機関等との事前打ち合わせを踏まえ、撮影スケジュールおよび提出成果物を決定する。

エ コンテンツは事業目的に則し、埋蔵文化財調査や出土資料の本質的な価値や魅力を引きだし、首里城のみならず周辺の遺跡についても楽しく学べる内容とする。

オ 制作にあたっては、試作品（プロトタイプ）の仮運用を通じ、操作性および学術的正確性について段階的なブラッシュアップを実施すること。

カ コンテンツは指定日（令和 8 年 12 月予定）までに、本作品を利用可能な状態にすること。

## ②デジタルコンテンツ制作に向けた出土遺物の多角的な記録/撮影

- ア コンテンツ制作に際し、首里城の埋蔵文化財調査で出土した遺物について記録保存を目的とした記録/撮影を必要数実施すること。
- イ 記録/撮影は、高精細カメラまたは3Dスキャナを使用し、撮影成果を委託者が指示する様式により製図化すること。
- ウ 記録/撮影から製図化の過程をわかりやすくレポートとしてまとめ、ビジュアル版に文化財の記録保存手法の説明として掲載すること。

## ③デジタルコンテンツへのアクセス要件

- ア 展示期間において、インターネット等を媒介し来場者のスマートフォンやタブレットなどのスマートデバイスから、コンテンツに接続が可能なシステムを採用すること。
- イ コンテンツは、ネットワーク接続が望めないスタンドアロン環境においても動作するシステムとすること。
- ウ スマートデバイスやPCなどを媒介し、外部モニターやプロジェクターに映像を映し出す機能を有すること。

## ④コンテンツ更新機能

- ア 展示期間において、修正追加などが必要と認められた場合、コンテンツのバージョン更新が可能なシステムとすること。
- イ 解説文、写真、図版等のコンテンツの追加・削除等が容易に行える仕組みを提供すること。

## ⑤安全対策等

- ア コンテンツを導入した場合における、使用者の安全対策等について提案すること。
- イ 機材の盗難や破損を防ぐためのセキュリティ対策を提案すること。

## ⑥運用/保守管理、その他付随する業務

- ア エントランスホール及び体験学習室での使用を想定（別紙平面図参照）する。
- イ 完成後に必要となる運用・保守管理のマニュアルを作成すること。
- ウ コンテンツ周知等のために委託者が作成する広報資料等に使用可能なメインビジュアルや各種画像データを納品すること。

## ⑦納入機材等

- ア 展示用コンテンツの体験・上映用の機材を必要数設置・納入すること。
- イ 納入機材については、一般的に流通している機器を採用し、操作性や汎用性についても考慮すること。また、大掛かりな工事を要することなく設置が可能なもので、運用コストが低減されるものが望ましい。
- ウ その他、委託者との協議により必要とされたもの。

## ⑧その他

- ア 基礎資料・素材となる資料・写真・図版等は約500点以上を見込む。デジタル化の対象や数量は、事業目的や予算を踏まえ決定すること。
- イ 資料の借用等が必要な場合は、必要な手続きは受託者において実施すること。

## ⑨利用開始時期 令和8年11月30日（月）

※正殿関連イベント等に合わせて利用を開始し、その後の検証・ブラッシュアップを

経て、令和9年3月31日までに最終成果物を納品すること。

## (2) ビジュアル版

### ①編集

ア 入稿に際して、委託者から「原稿・写真・図版等」を提供する。

イ 受託者は委託者から提供された入稿データを基にデザイン・校正をおこなうものとする。

ウ 解説文の理解を深めることができるよう、イラストやキャラクター等による一言コメントを入れる。

エ 出土遺物の写真は単体でも内容が理解できる構成とするが、必要に応じデジタルコンテンツ（3D画像等）と連携し、より多角的な観察が可能となる工夫（AR機能等）を取り入れること。

オ フォントはユニバーサルデザインに配慮したものを使用すること。

カ デザイン、装丁、製本等に係る業務内容の詳細は、編集会議で諮り決定すること。

キ 編集会議は委託者、受託者を基本構成員とし、本ビジュアル版刊行までに複数回おこなうものとする。

ク 校正は文字校正、色校正（本紙校正）を含めて5回程度とする。

ケ 編集/刊行計画

- ・ 8月初旬：仕様確定（冊子内容、目次等）～原稿入稿
- ・ 8月中旬：初稿提出
- ・ 8月中旬～11月中旬：校正期間
- ・ 11月末：校了・印刷・製本・成果品納品
- ・ 12月：発送

※本計画はページ数や画像、イラストなどのボリュームにより調整可

### ②製本

成果品として、正本850部を令和8年11月30日までに製本すること。

#### 【本書仕様】

- ・ 規格：A4判（※製本形式については受託者による最適な提案を求めるものとする。）
- ・ 色：フルカラー 両面4色
- ・ 部数：850部
- ・ ページ数：約60ページ
- ・ 表紙：マット紙 四六判 135kg、P.P.加工
- ・ 本文：マット紙 四六判 90kg
- ・ 写真、図版：約100点（1ページにつき1～5点程度）

### ③発送

ア 正本を発送する業務。委託者が指定する県内の小・中・高等学校、特別支援学校や教育関連施設、自治体などへ発送状況を確認できる手段を用いて送付すること。（原則1部ずつ615か所を想定。）

イ 送付先リスト等は委託者で用意し、受託者はそれをもとに委託者と連携し送付を行うこと。

### ④印刷データの納品

ア 正本のPDFデータ（容量については校了後に決定する）、紙面のデジタルデータをハードディスク等に記録して納品すること。記録媒体については受託者において用意すること。

なお、(1)～(2)の業務については以下に示す内容を基本とし、必要に応じて項目を追加できるものとする。

業務項目	実施内容	数量
コンテンツ等制作準備	実施計画書の作成、提供資料の整理	1式
コンテンツ等制作	①デジタルコンテンツ制作に向けた多角的な記録・撮影	1式
	②デジタルコンテンツ制作（段階的な試作・改善を含む）	1式
	③ビジュアル版の編集・デザイン・印刷・製本	1式
納入機材整備	適宜	1式
配付・運用支援	①ビジュアル版の梱包・発送業務（県内各校等）	1式
	②操作マニュアルの作成、操作教育の実施	1式
関係機関調整	①関係機関等との調整	1式
	②資料作成	1式
	③議事録の作成	1式
打合せ協議	業務着手時、中間打合せ（必要に応じて随時）、成果品納入時	1式
報告書作成	支払関係及び業務完了報告書	1式

## 5 費目について

I 直接人件費

II 直接経費

III 再委託費

IV 一般管理費

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内

V 消費税

※1. その他必要経費を含む。詳細については協議を行う。

※2. 各経費については、月数、回数、個数等、見積条件が分かるように明記すること。

※3. 事業終了時には実績報告書の提出を受け、実際に支出した額（一般管理費は除く）を契約額の範囲内で支払うものとする。

## 6 著作権

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県教育委員会（沖縄県立埋蔵文化財センター）に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

## 7 再委託の制限

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることができる。

・ 契約金額の50%を超える業務

・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案応募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷、製本
- ・原稿、データの入力及び集計

8 報告書のとりまとめ

検討成果をとりまとめ、報告書を作成する。

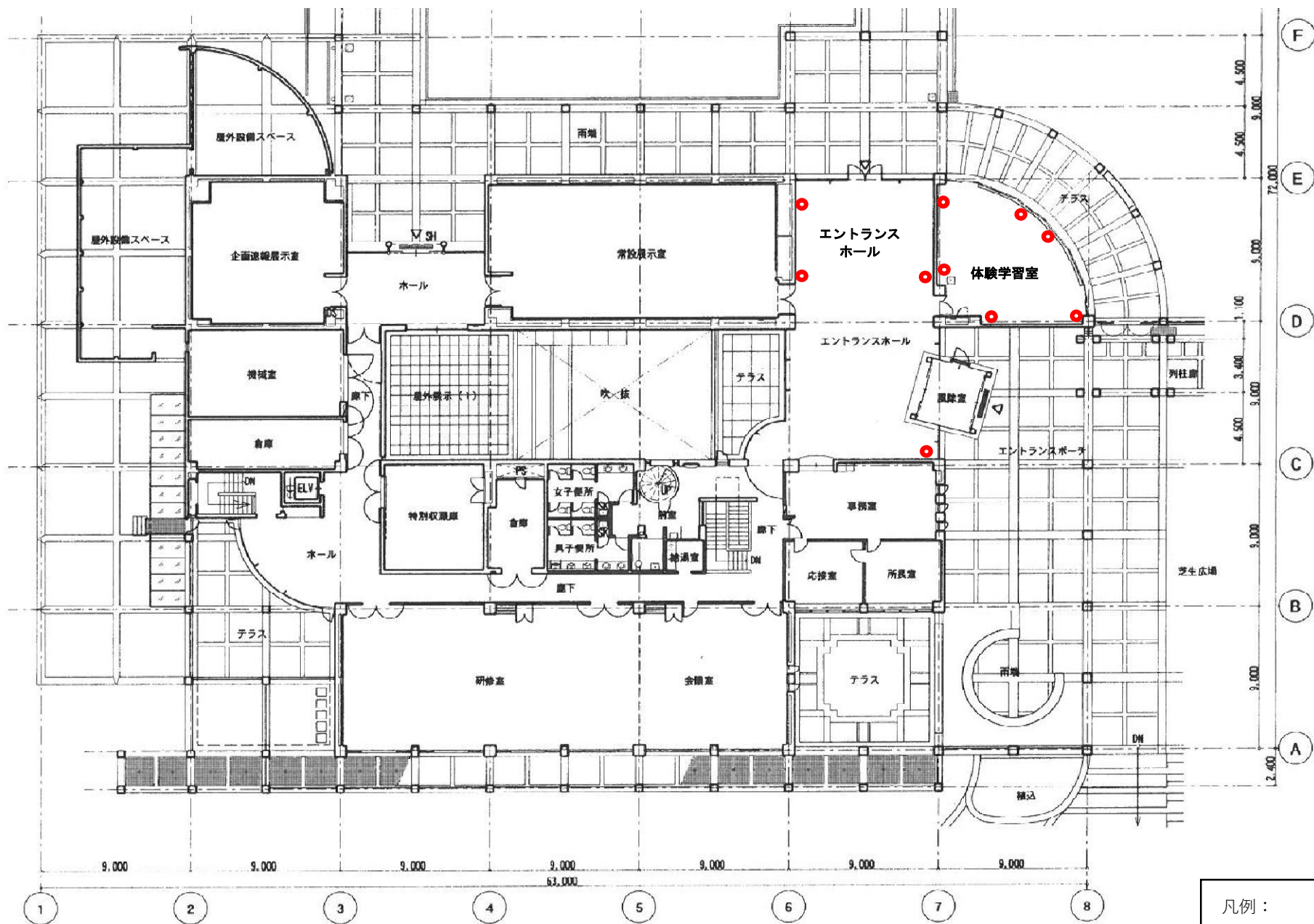
9 成果品

成果品は下記のとおりである。

- ・業務報告書 1部
- ・展示用機材 1式
- ・操作マニュアル 1部
- ・各資料のデータ 1部 (USBメモリ、HDD等)
- ・その他委託者が業務に関するものとして指示したもの

10 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は委託者と協議すること。
- (2) 応募資料、業務に係る資料等を委託業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間、受託者の費用負担において保管するものとし、必要に応じ委託者へ提出すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては委託者と随時協議を行い、その指示に従うものとする。
- (4) 業務上知り得た参加者のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じることとする。
- (5) 首里城正殿完成記念事業のタイトル・ロゴマークが決まり次第、必要に応じて成果物に使用すること。



沖縄県立埋蔵文化財センター 平面図

凡例：  
 ● コンセント設置箇所